

女解研通信 No.1

女たちへ

東大 女解放研究会

◇ 目次 ◇

・1.女解放研究会発足にあたって	----- 1
・2.「女の今を書える」	----- 7
シリーズⅠ 基本法改憲と男女平等法をめぐって	
オ1回、専題報告の内容とその批判	
・編集後記	----- 14

I. 女性解放社会基盤における

自分の生き方は自分で決め、自分の責任をもつ。人間としてこんなにありのことも、私たちはいかやろうと可とさせ、様々な困難が待ち構えています。“女性だから”“女性に”と、言いたいことを、やりたいことを、何度か念させられてきたことでしょう。あるいは、“男前女”だと今の社会の基準によつて認められぬため、自分がすることを「ハンドメイド」として、切り捨てるのを強いられました。

私たちは、こうした不毛な壁根を拒否します。などしての自己を精神的に肯定した上で、経済的にも精神的にも自立して生きることを望みます。不毛な壁根をなくせます社会なら、社会をこそ改革していきたい。女性たちの団結の力で、女の解放をおこして。

以下、女性差別のどちらか、解放の方向性につづく。私たちの想ひを述べたいと思ひます。

女の解放とは

(1) 女性差別からの解放のみならず、人間としての解放であり、あらゆる差別、偏見、抑圧からの解放です。

にとて女性差別がなくなつたとしても、他の差別(障害者差別、障害者差別、朝鮮人差別など)や、嫌取、抑圧が未だ以上、人間として解放されたことにはならないと思ひます。又、後に述べよう「女性差別も他の差別同様、嫌取・抑圧の社会を維持するため、作られたもの」未だ以上、この社会からあらゆる差別、嫌取、抑圧をなくさなければなりません。女性差別もなくならないと考えます。

(2) 女の肉体的特性をはじめ、様々個性が切り捨てられ、あるいは「能力」主義として序列化されるのはなく、あらゆる人の人間として解放されることです。生産力至上主義にもとづく「能力」主義があま以上、妊娠・出産という機能を持つ力は、「第二性の」とされるのは必然でしょう。私たちは「母性」をほ

じめ、具体的、精神的；横々が個性を、お互い認め合い、尊重し合える社会を作りたいなけんばならないと考えます。

(iii) 女性差別意識からの解放はいうまでもなく、階級差別、障害者差別、民族差別、その他あらゆる差別意識からの解放です。

多くの男たちが、無意識のうちに女性差別していると同様、私たる女性自身であるならば作られた「女意識」に閉じ込められてしまうでしょうし、「障害者」や「部落民」、「朝鮮人」を差別してしまう存在としてあるでしょう。私たる自身差別を見抜き、差別と闘える主体として、自らを蘇生していかなければなりません。

一女性差別の本質

私たち女は、女であることを理由として、人間として正当な権利が奪われ、又精神的・肉体的苦痛を強いられてきました。“女に教育はない”と進学をあきらめさせられた友人たち。女子大生の就職難。男の半分という賃金差別。女のみのお茶くみ、掃除。女のみ結婚退職、若年退職制。家事・育児は女の仕事と、一方的に押しつけられてしまう。空心して夜道も歩けない。etc. ことに、労働の場における差別、家事・育児の負担は女の経済的自立をさまたげ、ひいては精神的な自由・自立をも妨げています。

一女性差別概念

女性差別概念とは、“女は家、男は仕事、女は男に従順な物語モノ”といふ、性別差別分離意識があり、そこから派生する、女は感情的・非論理的・依存心が強いく、etc. の差別的概念です。

私たち女は、幼児期から現在にいたるまで、家庭生活、社会生活を重んじ、何か積極的に自己主張しようとすることに、“男のくせに”と叱られたり、“女らしく”と教えこまれてきました。一方男は、“男なら”“男のくせに”と、女に対する優越感を口走りこまし、弱氣をしたがりこましに。こうした中、女性

差別概念は、男のみか女をもとらぬ一般的・普遍的・社会概念となることをいいます。

差別的・社会概念により、差別は「正当化」「合理化」され、差別とも自覺不可、差別を容認せざります。又、逆に、現実の女性差別へ状況が、差別概念を助長させています。

女性差別の存在基盤

(i) 資本主義社会の経済・支配構造（利潤追求、分断支配）

資本主義社会において、資本にとっては利潤追求こそがすべてであり、そのためには、労働力をできる限り安く、コキ便うことやら必要です。そのためには、資本は、労働者内の嫌な差別意識、即ち目的的差別の対立を利用して、労働者が団結しきつくことをほぼもうとします。他の差別同様、女性差別も、資本の利潤追求、労働者の分断のため利用され、拡大再生産であります。

例えば…。就職差別のため、あるいは家事・育児の負担のため、女、ことに中、海外の女は、パートや臨職にしつけません。女は本来家庭にいるべきもの、稼計の補助にすぎないと、不実のさいには真先に首を切らし、景気の安全弁となり、賃金は男の半分です。組合もない、入山も場合次多く、本工組合の争議つぶしには絶好の手段。労働者全体の労働条件、賃金の切り下げに大々く貢献しています。一方、労働強化、残業が進みますからそれが可能なのも、妻が家庭育児を一切無償でや、乞う山とやらこそでしょう。資本が担うべき、労働力再生産費もタダ当然です。又、妻子に少しでも樂なくらしをと、少々労働条件が悪くとも、たとえ会社が公害を夕し流しても、騒いで出世が障れたら、首を切られたら、一生懲り働くでしょう。男の双肩に妻子の命とくらしをかゝります。その他、老人や「障害者」の介護、育児等を女の仕事とするにより、社会保障費は切り捨てらる。又、墮胎罪、優生保護法の改廃により、女の出産を管理することによつて、資本に都合のよい人口政策を行ひ、あるいは、「障害児抹殺を行はうとしています。」

(ii) 男性による女性差別。

女性差別の存在基盤の根柢は(i)で述べた、資本主義社会の経済支配構造です。そして、この社会にあれば、男も、搾取され、抑圧されるのです。しかし、それと同時に男は、女に対する差別者として社会に組み込まれ、即ち剥削者を持つゆえに、差別を温存、助長させています。

男にとって、女は常に、1.無償の労働力（妻の労働は夫のもの）、2.後継者を生み育てる者、3.身の回りの世話、家事の担当者、4.性的欲望の対象、これまできました。資本による搾取・抑圧を、女を抑圧することにより、一時的に解消させてきたのです。

男たちよ、今こそ、自らの差別性を見抜き、私たち女とともに、「あらゆる差別、搾取、抑圧のない社会めざし、眞の敵と闘おう」とはありますか。

・女性解放の闘いをめぐる情報

(i) 日本経済の動き

日本の経済は、1960年代の「高度経済成長」が崩壊し、1974, 75年の戦後最大といわれる本格的不況期を経て、1976年以降、一定の回復はみせたものの、「中止点」状態だといわれています。「第三世界」の民族解放闘争の高まりは、二年まで不当に遅く抑えられていた原油価格、とりわけ石油価格の高騰を招き、又、民族資本の成長により、加工商品の海外需要は伸び悩んでいます。国内需要も低迷しており、主要な産業は膨大な過剰設備を抱え、一方で失業者は124万人(78年)にも達しています。こうした中、資本は、「企業の体质改善」と称して、1.国内常用雇用者のパート・臨職、あるいは韓国・東南アジアの低賃金労働者への切り替え。2.労働強化と残業。3.賃金の抑制を進め、4.労働力再生産費、社会保障費の切り縮めを行っています。

(ii) 右にかけらせていく攻撃

そうした中、資本による女の分割再編が進められています。すなはち、男女平

等を求める運動の高まりを、一部エリート層の方を管理職に登用することによりこれが叶し、他方、大多数の人々を「M型サイクル」に組み込むことにより、一層効率よく稼ぐというものがです。「M型サイクル」上は、女を、若く未婚の間は、男並みに稼い、結婚後は退職女性、家事育児が多いは、老人病人「障害者」や介護等を無償で担うが、労働の再生産費、社会保障費をより縮め、その余暇を、空勤不勤切り、廳入中のしゃべり合はー、隣職へと刈り取ったりとするものです。そして、働き続ける者を之なり最下層の方（一人暮らし、其稼ぎひやと生活が維持できぬ層）に対する、肉体破壊もかえりみえ、子供立産の余裕すら年々少しき減るというものです。

こうしたものとして、労基法改悪＝「母性保護」の大幡緩和・撤廃、「保護」概念の形式的平等法制化運動をやめようとして、家庭整頓充実計画（家庭の円滑化etc）、保育基本法＝古の家庭への縛りつけ、母子保健法＝单水半ドクに於「障害児」排除などが試みられています。

(iii) 女性解放闘争の現状

女性差別に対する怨り、平等要求は高まりを見せています。個々の労働現場での差別待遇の改善（単純な賃金差別、差別定員制・結婚退職制、お兼み昇進止 etc）の闘いは、一定の成果を勝ち取っています。しかし、職種差別、職種・職能の違ひを理由とした賃金差別、採用差別、此は依然として根強く残っておりますし、性別役割分業にいたっては、不斷に技术再生産されていきます。（にもかかわらず）全国的、組織的な闘いには、いまだ成り得る程の見せ人。しかし、意識改革を重視する部分と、社会改革を重視する部分との対立も、双方の必要性互認め、差別のどちらの方、解放の方性etcをめぐるでの建設的討論が進められております。

一 常園における女性解放闘争

女に対する分析再編の攻撃は女子大生にも及けられており、一部のエリート層と、「M型サイクル」の層、(前述)への及びわけが邊めらるるございます。私たち女子大生の就職は困難をきぬみ、職場の状況も厳しいものです。一方で女の筆者は家庭と、結婚の想がおぼれています。「女であることを「ハニティ」としまわり捨てて「男並み」エリートをめざすのか、男の望む「可離ハ女」をめざすのか、二者择一をせよ現実を前に、私たちの主体が問はるるございます。

私たちに及けられた攻撃は、私たちの手ではねかえきうではありませんか。女性労働者をはじめ、多くの女たちと連帯して、

私たち女解研は、学内において次のことをめざします。

- ・個々に分析された女たちが共に語り合ひ、行動できることをめざす。
- ・大学において、女子学生に及けられた具体的差別（就職差別、美人コンテスト・差別発言 etc.)と闘うとともに、広範に存在する差別意識を変革する。
- ・卒業後の生き方も含め、差別を見抜く、差別と闘う主体を、多くの友人同士とともに形成する。

具体的活動として、次のことを掲げます。

- ・女性解放ための情報の収集、学習・分析と、その成果の提供。
- ・講演会、公開学習会の開催、女解研通信の発行。
- ・学内の女子学生グループ、個人との交流、其同行動のとりくみ。
- ・学内女性労働者との交流、其同行動のとりくみの模索。
- ・他大学の女解研や、京都で女性解放にとりくむ団体との交流、其同行動。

皆注目と参加を呼びかけます。

乙、女性の命を守るために

シリーズII. 基本法改正と男女平等法をめぐる

現在、女性をめぐる状況は大きく動いています。とりわけ大きな動きとしてあるのが、「8年1月に専門基準法研究会による報告が発表され以来、政府が絶えず国会に呈上する」という、専門基準法改正に向かうものです。

この構成は、今後、専門女性をめぐる状況をうえ、その中で女性の命を守るために何がなければならないのかを、問題提起していきたいと思います。シリーズIとしては、「8年以來女性の命を守るために何が叫ばれてきたか」、専門基準法改正、男女平等法制定に向けた動きを追いつめながら、この動きの背景、すなはち、現在の社会と、女子専門女性が何に位置付けられており、それがどうのこう「女性の命を守るために何をすべきか」を満たしていくかと想います。

オ1回は、「専門基準法報告の内容とその批判」、それ以後は、オ2回「女子専門女性の現状」、オ3回「専門基準法改正の経緯とその背景」、オ4回「男女平等法はどう見るか」を順序立ててお届けします。

オ1回. 専門基準法報告の内容とその批判

「8年1月20日、専門大臣の私的諮問機関である専門基準法研究会は、「婦人専門法改定の課題と方向」と題する報告書を発表し、専門大臣に提出しました。この報告書は、各方面で議論を呼び、とりわけ女子専門女性を中心とする広範な市民から、「平等の名のもとに、母性保護を奪うもの」として反対の声がまき散らされました。私たちもこの問題に關して學習・討論する中、この報告書は、男女平等の名のもとに、道徳が生が主いとなり、社会的子供権として認められてきた母性保護を切り離し、一層専門的に女性を生き使うことをねらった、女性の専門権、生存権を之廢するものだと考りました。以下、この報告の実態をあげてみたいと思います。

1. 報告書の構成

報告書は、(1)女子労働者の状態 (2)現行法規 (3)諸外国の動向 (4)現行規定の問題点及び今後の方針 という順に書かれています。その大まかではざ密をまとめておきましょう。

- ①、昭和法制定後30年たら、「産業構造の高度化により労働条件が向上し、女子労働者の勞は大きく減少」している。(具体的には、女子労働者の増加、就学分野の範囲的拡大、賃金の上昇、専門大臣の短期労働の労働条件の向上、労働環境の整備による危険有害業界の減少。女性の家事負担の減り。etc.)
- ②、上記のような変化の中で現行労基法は女性におけるものにて、又おり、現行法規上の「母性保護」措置の中には、合理的な理由がなくなり、かえって女性、就学分野を犠牲、男女差別の原因となるものもある。
- ③、②を基本的立場とし、男女平等のガイドラインを肯定し立法化をすすめ、それとともに、現行の「母性保護」のうち、妊娠、出産に直接かかるものは統一し、それ以外の一般子女の保護に関しては、緩和せしむる方針で検討すべきである。

2. 報告書の構成

報告全体として、その基本的考え方には、今回の改憲への意図や體制にあらわれています。問題と思われる点をいくつかあげ、検討しておきましょう。

- ①、「男女平等のためには母性保護は障害」「母性保護があるから不平等になる」 こういうた考え方に基づき、「母性保護を権利として認めず、「保護が平等か」のレベルにおいて、「母性保護を離さう」といふ矣。

現行労基法は母性を社会的作るものとして認め、母性を保護するための措置があつてはじめて、男女が平等に働く前提条件が整うといふ立場に立っています。そもそも、妊娠、出産は、女性の私的行為ではなく、次の世代を社会に送り出す社会的行為です。母性を保護することは、女性の生存のためにも、社会的行為

ためにも不可欠であり、しかも、女性が（医療を構成機能をもたない）男權と同じ条件で働くための前提である安心の意味で、女性が専門とするためには（これはやはりもの）あります。現行の母性保護は、臨産前、母性保護を利用として認めて、出産を私的下ものとして並べて女性に専門を作らせて生む時代から、女性専門者を中心とするヨーロッパの発展取られてきたものです。女性が自由に選択し得る「母性」という國権の機能をもつことを無視し、母性保護と母性平等とを対立的にとらえる「保護か平等か」というどちらかを訴えておりまさん。

まだ、報告の高うところの「平等」は、歐米と比べて非常に低いと言ふけれど、ヨーロッパの専門条件に合わせて引き上げるという意味での「平等」です。男性・女性ともに専門条件を引き上げて女性の専門から、真の平等を実現しなければならないにもかかわらず、全国の報道機関、「平等」の名のもと、女性を更に「男性並み」に引き落としておこうといふのは明白です。

また、最近マスコミでは、一般エリート女性の「母性保護があるから母並みに行け」や、母性保護があると云ふ事や、もう一切集めものとしては、女性タクシードライバーの「母性保護のための運転免許」、母子家庭を支え切れてよい」といふ、右側を標榜的取扱いには至ります。しかし、よく考えておきましょう。

「自らの母性あることを切り捨て、「母並み」に行かなければ自己犠牲的にならない、あるいは食料だけでは状況の方がおかしいのです。女性の平等要求を連呼にとり、「平等がほしいのだから、保護はあきらめろ」との世論作りを行ない、母性を放棄しての準備をすすめる、何と巧妙なやり方でしょう！

② 現行の母性保護と一般女性の保護と、母性保護の二つに行き、前者を捨棄することと、後者母性保護を切り離さずとしている点。

報告では、現行の母性保護の原則として「母性保護率、直接出産・分娩におけるもの」とそれ以外の一般女性の保護に行き、二つに割りわけ保護のべき合理的な理

幽かでなくなりました」として、切り捨てるうとしています。果たして本当に使うふしやうが。

翻訳は、女性が生まれてからには、精神的、自己選択することのできない、個体的、生理的特性です。子供を産もうが産めまいが、妊娠、出産時に限らず、一生博く連れ子を輸出です。この「母性」が、ハニディセイでは、「母性」と呼ぶのが子供を保護するが母性保護です。それは、女性が母性を持つ限り、つまり一生、必要なものなのです。「母性保護」を妊娠・出産に限らず、ものに切り替えることとするこの報告は、「母性は女性が一生持ち続けるものであることを無視したもの」です。

また、妊娠時以外の期間が、女性の本に与える影響は、比較的、目に見えにくいうまでも、などえず、現代割離れ、多い看護師の分娩前出血症候群の経験があり、30%は、「障害児、死産率（71、産科病院調査）」といふ驚くべき事実にあるようだ。「母性破壊は、日常的に激しい身体の勞作で進行しているのです。こうした現状を無視した母性保護の切り離しを、断じて許さない」とは云えども、（母性破壊の詳しい現状についての次回「母性崩壊の現状」）

③ 生育の頻度が増加し、「男的条件が向こし」「家事負担も軽減した」と一面的に述べ、女性の不安定な雇用、新たな育児条件の悪化、「母性破壊の進行等を一切無視している矣。

現実の女子労働は、報告書が述べているよりはずるものでしょうか。
具体的な実情を、次回で詳しく追い、報告書への批判をしていきたいと思ひます。

3. 改悪の構造

具体的に、労基法の中での改悪をめざすところの箇所を見ておきましょう。

〈時間外及び休日割付（51条）〉 1日2時間、1週6時間、1年150時間を超える残業、休日割付の禁止 → 延長

もともとこの51条は、36協定（労基法36条による労使の協定）さえ締結すれば、い

くらぶも残業をさせられる、"抜け穴規定"なのです。二二五は、何よりも"男性並み"の労働条件に対する賃金差をとること、全体的平均賃金時間延長政策がうちだされています。現状をとも、女性は一方的に家事・育児を負担するなどの手当など多い現状で、これ以上の賃金時間延長を女性に強いることは、より一層、女性の肉体的・精神的苦痛を増すことに対するのは明白です。

〈深夜業(62条)〉 午後10時から午前6時までの女性の賃金禁止 → 禁止 この規定もまた、"抜け穴規定"であり、多くの例外を認めています。(病院、飲食店の人、スクーラーデス、プロテューサー、アテンダント、電話交換員(例記)や加工者等)しかも、これには何の制限もなく、看護婦の行悪な賃金条件は世に漏れ出るところです。深夜業が、女性の健康、とりわけ、妊娠・出産に大きな影響を与えるのは前に述べた通りであり、もちろん、男性にとっても望ましいことはありません。現に深夜業に従事している女性、男性からの規制要求は無視され、科学技術的理由から連続深業を止め得ない場合、すばやく機械を運転せよとのがも、たいていからといふ理由での深夜業を開放しにしようとします。これが全体的賃金条件をお下げ、二夜勤、三夜勤の他の部門へどんどん専門性の耕作をひきだして適用することによるのは明白です。

〈危険有害業務の就業制限、精神的賃金の禁止(63、64条)〉 → 禁止の方向 軍告は、"賃金環境が整備され、危険が作業が減少したと言っていますが、18歳以上の女子の精神炎癪は過去で増加しており(70年42,873件、60年と比較して5倍に、精神省調査)女子賃金者の精神疾患が、男子に比べて多いことを示しています。とりわけ、氣、早産、死産の直接の原因となる、有害物質(鉛、砒素、水銀、ヨード)を取り扱う仕事、精神的賃金は、緩めて制限 緩和されることばらず、男性賃金者への実現、保障の強化こそ、進んでいくべきません。

〈生理休暇(67条)〉 → 廃止

報告は、「月経困難でない女性について、月経時の就業が母性機能に影響する」という本意原意だけではあると書くが、実際には、月経時の就業の困難を訴える女子労働者が多く、また、生理休暇など、ついでい(ヒヤドウ)女性は、職場妊娠・出産が多いことは、統計的に確認されています。(詳しく述べる)

また、生理休暇を取る人が減少していることをも、この必要だという主張がありますが、むしろ、職場での労働条件に、Z、権利が空文化していると感るべきでしょう。生理休暇の取消や、妊娠休暇等が、労働条件の中でも、最も労働条件の中でもあり、生理休暇が個人の申し立てによるもので、原則として多い職場が多い事の現状が、生理休暇空文化させているのです。そもそも労基法に規定されている様なが保護は、労働条件の改善や、日常的打崩休み、容易に離職せらるのを防ぐへとリわけ、女子労働者の多い中小企業や、組合に組織化されないパート職の雇用の、既得権の侵害が進んでいるのではないかと思ひます。

(以上が、政府の言うところの「一般婦人の保護に関する改悪案」)

〈育児時間(66条)〉 1日2回各30分 → 短時間就効者の制限

1日1労働者に限っては「1日2回30分は常時に統れない」から「1日1回を法文上も明確に」しようといふものです。しかし、現実に増加の一途をたどっていけるパート労働者(ほとんどの高齢者)は、ブルタイマーなどと同じ時間でかかれず、労働条件のが悪いといふ状況でのです。しかも、パート労働者の待遇を定めた法律を制定してしまったとする動きは、勤務時間、与報酬にも規則されます。賃金も低く労働条件が低くここを便れるパート労働者、法律的にも整備したものとして生産体制に組みこんでいくものと、これらをとげておこう。

〈妊娠婦の就労障害保障、解雇制限〉 → 労働条件の自主的決定に委ねる

勧告は、産前産後休業中の所得保障について、被用者に賃金支払い義務付けてよいとしています。これは、付く女性が出産すればやむなく生活を守らなければ（一人暮らしの女性、あるいは、夫供までや、と生活している家庭にとって）ことを意味し、現場での斗争個別に受けあつたれども取られても有給保障への転換に逆行するものです。前に述べた通り、出産吉社会的なものとして保障することば、女性が働き続けること、生活していくことにも不可缺であり、ILLOの勧告でも、有給保障が明記されています。この意味で、それは、より肯定し、（付く者の付くが働き続けなくては保障されないと云ふ）現場間の差歩に意味があります。厚生省労働省に關しても、「産後の切離期間経過後には産休業などの休暇が付与され、解雇制限範囲を考慮すべき」と、前段階を踏んでいます。

《出産扱い期間の縮短》 4ヶ月以降 → 1ヶ月以降

現行では、出産休から以降の分娩では、流産・早産・剖腹産中継も含めて、同一に取り扱いされていますが、これで「裏情に過ぎない」として、1ヶ月以降の出産のために、産前産後休業等の保障を与えるといふのです。つまり、1ヶ月以前の分娩に關しては一切保障されず、実質的に、保障を沂り縮めるのです。

以上、新基準難点の内訳を紹介し、その批判を試みましたが、次回は、現象分析的視角に目を向け、その異常、とりわけ、パート、派遣労働者の増加等の特徴をもつ階級形態の変化、その中で産休母性不破壊の構況をどうぞ見ておきたいと思います。

注1. 妇性とは？ 妇性保護とは？

これまで「女性」という言葉は非常にありまじめな意味で使われ、逆に女性差別意識を助長していた点も認められます。私たちは、男とは異なる女の肉体的生理的機能を、子供をうもうがうまいが、妊娠・出産時に限らず、一生持つづけるものとして考えます。私たちは「女性」という言葉をそのままの意味で用い、表現しています。又、このような「女性」とは、女

が働く上で、必ず最低限の児童として資本が保護するものではなく、女が働く
精神的・心の自然の権利として、社会によって保障されるべきものであるに過ぎ
ない。されば労働法上、法律に直接関係する「休憩」などではなく、女自身の職能
能能に対しての考慮に休憩がなされるべきだと主張する。こうした立場からも
当該部川、20歳未満の「母性保護」を産前産後休暇など、のみに切り離すか、生理休
暇、深吸盤の禁止、危険有害業務の制限などを「一般保護」として切り替へ
ようとしていることは断じて許してはならないと考える。

次に、今月9月5日、明治標準法研究会が発表し、明治大臣に提出した報告書。
明治製紙や就業規則、職務規則に關するもので、明治法全体と関連をもつています。詳しくは、^{参考}明治標準法改悪の歴史と指摘、五点について想ひます。

参考 明治標準法改悪

先づこの題で、女職員通信「女たちへ」創刊号が出来ました。創刊号
では、主婦としての解放研究会が今後活動を司るに於ける基本的立場につ
いて述べました。精神的、衛生的充実であります。〈この命令を考る〉には、シ
リーズとして、労働基準法改悪と、男女雇用平等法制定について、種々の角度
から継続して論じて行きたいと想っています。

次回からは、女性解放についての立場の紹介で、専門での女たちの活動紹介、
特稿など、幅広い内容のものにしていくつもりです。最後締切日（中）

土壤微生物通信 No.1

「土壤八」

編集：東大土壤微生物研究会

発行：1980.4.14